

シリーズ
ご存知ですか

これが法治国家と言えるのか 国が私人になりすまし

知事の権利を奪う 無法なやり方

沖縄基地問題

防衛省沖縄防衛局は、沖縄県の翁長雄志知事が行った名護市辺野古の埋め立て承認取り消しの効力を停止して辺野古新基地建設を強行するために、行政不服審査法（行審法）に基づいて国土交通相に審査請求・執行停止を申し立てました。

「行政不服審査請求とは」

行政不服審査請求は、行政不服審査法に基づくもので、同法第1条は、次のように規定しています。「この法律は、行政庁の違反又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に広く行政庁に対する不服申し立ての道を開くことにより、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」。このように「行審法」は、行政機関から国民の権利利益を擁護することを旨としており本来は民間人にしか適用されないのです。

翁長知事の埋め立て承認取り消しに対し、自らを「一事業者＝私人」と称して、「行審法」の悪用で知事の取り消し決定を執行停止にして工事を続行できるようにし、それが可能になったとたん「私人」の仮面を脱ぎ捨てました。安倍政権は、今度は国家権力の本体をむき出しに、知事に代わって取り消し処分を撤回する「代執行」に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に起こし、翁長知事の権限を奪い去ろうとしているのです。こうして沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐるたたかいは、沖縄県と安倍政権との法廷闘争に突入しました。



ヘイトスピーチに『山崎総がかり』 で反対の声

相談センター所長代理 片柳 進

した。

「11月8日に富士見く桜本大師駅のルートで『ヘイトスピーチ・デモ』（韓国・朝鮮人差別をする極右勢力のデモ）が行われる」というので、センターのスタッフや支持者のみなさんにも呼びかけて、差別反対の行動を急ぎやりました。

「ヘイトスピーチ」を行う極右の側は15人、それに反対する側は地域住民とネットなどで情報を知って駆けつけた方々計300人以上いました。極右勢力はマイクで差別発言をわめきましたが、数十倍の「差別主義者は帰れ」「差別はやめろ！」というコールでほぼ完全に消えました。

私は、デモ隊周辺の物々しさに「なんだ?!」と不審がる住民のみなさんに、「差別発言をするヘイトデモが来ます」「それを許さない立場で反対活動をしています」と説明して歩きまわりました。

この1年半、無党派の皆さんと取り組んだ「民族差別は許さない」という一点共同。今回さらに発展して、地域のみなさん・ネットが集まった無党派のみなさんと「超総がかり・カウンター」を行えたのは画期的です。さらにこの共同を広げて、「民族差別」「歴史修正」の延長線上にいる安倍政権を倒さなければ、と思っ

相談事例 (その123)

本人の意思が生かされた 遺言書の作成

10月中旬川崎区京町に住むYさんより、「永年お世話をしてきた東京大田区に住む82歳になる一人暮らしの叔母が初期の認知症の症状が出てきたので介護施設に入所しましたが、身寄りが高齢で病弱の兄一人です。私は叔母の姪になります。土地とマンションと貯金と株券合わせ

せて大変な金額の財産がある事、が分かりこの先どのようにするのが良いか相談にのってほしい」という内容でした。

所長は認知症が進行すると公証遺言書の作成がむずかしくなるので本人の意思表示ができるうちに急いだほうが良いとアドバイスをしました。

85歳になる叔母のお兄さんと70歳の姪のYさんと一緒に同行し公証役場に行きM公証人に叔母の状況と意思を伝えました。叔母さんの意思は遺産は、第一に兄さんへ、第二にYさんに遺贈するという内容の公正遺言書を作成することでまとまりました。

急ぎ公正遺言書（案文）を作ってもらい、数日後にM公証人とYさんの6人で介護施設に出向き公正遺言書を作成することができました。

先日は、お忙しい中お手数をおかけ致しました。おかげさまで昨日無事「遺言書」が作成できました。「ボケ」る前で本当に良かったです。ありがとうございました」とYさんがセンターにお礼に見えました。

くらしの相談センター だより

所長 宮原春夫 2015年12月 第147号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/

鎌倉の
飾り
ひろば

鎌倉彫



「鎌倉彫の丸盆」
渡田山王町 岩谷英子さんの作品

